

訪問して買い取りを行う業者との契約は慎重に

事例

「不用品があれば買い取る」と女性が訪問してきた。突然だったので、すぐには用意できないことを伝えると、1時間後に今度は男性が来た。いらない洋服等を出したが「壊れた宝飾品があれば出してほしい」と言われ、指輪等を含めて2万5千円で買い取ってもらった。その後、形見の指輪を渡したことを後悔し、また買い取り価格が安すぎると思い、買い戻したいと電話をしたところ「商品は別の業者に渡してしまった」と言われた。



ひとこと助言

- ・自宅で物品を買い取ってもらう訪問購入では、購入業者は突然訪問して勧誘することはできません。このような行為を行う購入業者を家に入れないようにしましょう。
- ・購入業者は、前もって電話等で連絡した場合でも、消費者が事前に承諾した買い取り対象以外の物品について売却を求めることはできません。「貴金属はないか」などと当初とは違う物品の売却を突然求められたときは、きっぱりと断りましょう。
- ・訪問購入はクーリング・オフが出来ます（法律で定められた書面を受け取った日を含めて8日間）。この期間内は購入業者に物品を引き渡さないこともできるので、物品を渡さないことがトラブルを防ぐ一つの方法となります。



相談電話番号

●長万部町役場産業振興課 ☎2-2455 ●消費者ホットライン（局番なし） 188

【毎日の備えが、明日へ繋がる】

大災害が発生し自宅が被災、もしくは被災する可能性があるときは、避難所等の安全な場所に避難し、そこで避難生活を送ることになりますが、公的機関からの避難所への生活必需品等の提供には時間がかかります。

また、生活必需品等の提供は避難所の開設が長期間になる見込みがある場合で、開設が短期間の場合、基本的に提供はありません。

避難所は「難を避ける場所」であり、宿泊施設ではありません。基本的に自分で必要となる物については、自分で持っていくましょう。

なお、避難所生活に必要なもの（非常用持ち出し品）は専門品である必要は無く、皆さんが普段利用しているお店で購入出来る物で代用可能です。キャンプなどで使用するものの延長と考えれば、良いかもしれません。

災害は突然やってきます。いざというときに適切な行動ができるように日頃からよく考えておきましょう。毎日の備えが、明日へ繋がります。

【非常用持ち出し品の例】

- ・飲料水
 - ・食料品（カップめん、缶詰、ビスケット、チョコレートなど）
 - ・貴重品（預金通帳、印鑑、現金、健康保険証など）
 - ・救急用品（ばんそうこう、包帯、消毒液、常備薬など）
 - ・ヘルメット
 - ・その他（軍手、懐中電灯、タオル、携帯ラジオ）
- ※乳児のいる家庭はミルクや紙おむつ、ほ乳びんなども用意しておきましょう



(有料広告)

サービス付き高齢者向け住宅

ケアパレス平里



ゆったりと安心・安全な暮らし

※60歳以上の方お気軽に
ご相談ください

随時見学、ご相談承ります！

入居者募集中！

株式会社 鈴木総合サービス

〒049-3513
山越郡長万部町字平里43-5
TEL・FAX (01377) 2-3338